解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十二月十四日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十五日

東京都稲城市東長沼二一一〇番地一
稲城押立第一土地区画整理組合
代表清算人　川﨑　昭弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市山田町八一六番地二、最後の住所埼玉県坂戸市山田町四番二一―二〇六号グランシャトレ坂戸ソレイユコート
被相続人　亡　𠮷田　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

埼玉県川越市脇田本町一五―一八ニューパレスビル三階埼玉川越法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　太司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所横浜市西区浅間町四丁目二八〇番地　被相続人　亡　門川四男吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

横浜市中区日本大通一四番地ＫＮ日本大通ビル二階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　軌士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県大町市大町三三一番地、最後の住所長野県北安曇郡池田町大字会染一四九八番地一特別養護老人ホームライフ
被相続人　亡　傘木　寛實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

事務所長野県北安曇郡白馬村大字北城三九七番地
相続財産管理人　司法書士　帯金　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県北名古屋市字福寺天神三二五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　日比　**廣昭**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

岐阜市鏡島南三丁目五番一五号
相続財産管理人　税理士　和仁　和実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷六九番地、最後の住所静岡県静岡市清水区押切一五九九番地　被相続人　亡　関　信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

静岡県静岡市葵区太田町三四番地芝口ビル二階
相続財産管理人　司法書士　杉山　**隆**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目二七二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　服部ゑづゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

名古屋市中区丸の内三―六―二七ＥＢＳビル七階新信法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳田万里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区大松町四〇四番地、最後の住所名古屋市東区赤塚町一番一八号
被相続人　亡　市原　賢司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番二二号丸の内桜通ビル十階長谷川龍伸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長谷川龍伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市豊里町三六八番地、最後の住所大阪府寝屋川市豊里町二四番一〇号
被相続人　亡　久保田　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

大阪市中北区西天満四丁目八番二号北ビル本館二階二〇一
相続財産管理人　弁護士　髙橋　敏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区西本町一丁目一六番地、最後の住所大阪府東大阪市善根寺町一丁目五番三一号特別養護老人ホームビオスの丘
被相続人　亡　新井　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

大阪市中央区道修町一丁目六番七号北浜ＭＩＤビル九階
相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市伏見区石田大受町四二番地一、最後の住所大阪府堺市南区原山台五丁一〇番一―七〇二号　被相続人　亡　上山　克之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

大阪府堺市堺区新町五番三二号新町ビル六〇一号
相続財産管理人　司法書士　松本　善徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府交野市郡津五丁目六四六番地一一、最後の住所大阪府阪南市舞一丁目一一番一九号　被相続人　亡　淺野兵次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十五日

大阪市中央区高麗橋二丁目四番四号公洋ビル七階
相続財産管理人　弁護士　松山　理香

第54期決算公告

平成28年2月15日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地サーラタワー
サーラカーズジャパン株式会社
代表取締役　上野　国久

貸借対照表の要旨　（平成27年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,910,634	流動負債	5,889,898
固定資産	6,629,261	固定負債	1,386,402
		株主資本	2,232,344
		資本金	489,000
		資本剰余金	349,250
		資本準備金	349,250
		利益剰余金	1,394,094
		利益準備金	21,294
		その他利益剰余金	1,372,800
		（うち当期純利益）	（261,200）
		評価・換算差額等	31,249
資産合計	9,539,896	負債・純資産合計	9,539,896